

2023春季生活闘争関連

# 愛媛労働局要請行動



連合愛媛は、3月24日(金)に2023春季生活闘争の取り組みの一環として毎年実施している愛媛労働局要請を中小共闘センター委員会と、事務局あわせて12名で実施いたしました。

はじめに、菊川会長より「これまでの監督指導業務に加え、引き続き愛媛県下で働きやすい環境づくりへの取り組みをお願いしたい。」とあいさつしました。

引き続き、上甲副事務局長から6つの柱24項目について要請内容の概要を説明し、労働局の各担当から、要請項目に対する取り組みや見解が示されました。

意見交換では、参加委員から加盟組織の取り組みについて説明し、企業への働きかけ強化をお願いするとともに、国内でも取引慣行の見直し機運が高まるなか、取引価格の適正化について個々の企業への要請だけでなく、行政(愛媛県・労働局)主導で、県内の経営者団体や関係団体を巻き込んだ仕掛けを行うなど、積極的な取り組みを要望し、今後の労働行政に活かしていくことを確認し、終了しました。

【要請概要】

- Ⅰ 雇用・労働対策の推進について..... 7項目
- Ⅱ 働く者のための「働き方改革」の実現と監督体制の強化について... 6項目
- Ⅲ 労働安全衛生について..... 3項目
- Ⅳ 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進について..... 3項目
- Ⅴ 取引の適正化の実現について..... 3項目
- Ⅵ 最低賃金制度の監督行政について..... 2項目

## 高校生・大学生等を対象に「労働セミナー」を開催

### 働く時の「権利と義務」はセット

愛媛県労働者福祉協議会は、「若者のための労働セミナー」を開催し、地域協議会役員が講師となって、県内の高校生や大学生等を対象に働くときの「権利と義務」や「労働基準法」、「労働契約法」等、働き方の基本ルールについて説明を行いました。

このセミナーでは、17校約1,534名の生徒さんに基本的な知識を学んでいただきました。

労働セミナーを開催(高校・専門学校・大学等)〈2022年5月～2023年2月〉		
四国中央	3校	川之江高校・川之江高校定時制・三島高校
新居浜	6校	東予若者サポートステーション・東予理美容専門学校 未来高校新居浜分校・河原医療大学校新居浜校 新居浜工業高校
松山	4校	松山商業高校定時制・河原ビューティーモード専門学校 愛媛大学・松山工業高校
西条	2校	西条高校定時制・丹原高校
大洲	1校	内子高校
八幡浜	1校	宇和高校
合計	17校	1,534名



## 各地域協議会 2023 春闘学習会



### 大手賃上げの流れを中小地場へ波及させるべく共有をはかる



2023春闘学習会を、3月6日(月)東予地協(リーガロイヤルホテル新居浜)、3月8日(水)南予地域協(八幡浜みなと)、3月10日(金)中予・今治地協中予支部(愛媛県勤労会館)、3月16日(木)中予・今治地協今治支部(テクスポーツ今治)において、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで開催し、合計約150名が参加しました。

冒頭、菊川会長より「今春季生活闘争は、歴史のターニングポイントであり、どのような未来を展望するかが問われている。それぞれの産業が置かれている状況は違えどもこの状況を打破し、未来に向かう第一歩にしなければならない。」とあいさつしました。

引き続き学習会では、①上甲副事務局長より、2023連合愛媛春季生活闘争方針(案)について提起、②白石事務局長からは、政治活動や、公職選挙法に関する具体例の説明、③寺田副事務局長からは、組織拡大の取り組みなど報告し、参加者と意見交換を行いました。

最後に、地協(支部)の今後の取り組み対応について認識合わせをし、学習会を締めくくりました。

## 4月の主な予定

1. 愛媛県議会議員選挙投票日  
4月9日(日)
2. 第5回三役会議  
4月19日(水) 10:30～
3. 第2回役員推薦委員会  
4月19日(水) 三役会終了後
4. 第3回執行委員会・第3回地協代表者合同会議  
4月19日(水) 13:30～
5. 各地協メーデー大会 実施予定
 

4月28日(金) 宇和島・南北宇和郡	18:00～	きさいや広場
4月28日(金) 八西 大洲・喜多	19:00～	八幡浜市民スポーツセンター
4月29日(土) 西条	9:30～	ひうち運動公園
4月29日(土) 四国中央	10:00～	しこちゅうホール
5月1日(月) 新居浜	9:00～	新居浜市営球場
5月1日(月) 今治	10:00～	今治公会堂
6. 第94回愛媛中央メーデー大会 実施予定  
4月29日(土) 10:00～ 松山市城山公園 ふれあい広場

協会けんぽ愛媛支部の加入者の皆さまへ

協会けんぽ愛媛支部の保険料率が  
令和5年3月分(4月納付分)から変更されます

健康保険料率	給与 賞与の 10.26% ※5月22日(3月納付分)まで	➡	10.01% ※5月31日(4月納付分)まで
介護保険料率	給与 賞与の 1.64% ※5月22日(3月納付分)まで	➡	1.82% ※5月31日(4月納付分)まで

保険料率は都道府県ごとに異なります。これはそれぞれの都道府県の加入者一人あたりの医療費に基づいて算出しているからです。そのため、健康・保健指導による疾病の早期発見・重症化の予防により健康の保持・増進に取り組むことや、ジェネリック医薬品の使用促進などの医療費の適正化に取り組むことにより医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

加入者の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。

全国健康保険協会 愛媛支部 TEL.089-947-2100 (代表)  
〒790-8546 松山市千舟町4丁目6-3 アグアサン千舟1階

生活日誌  
四国ろうきん

愛媛ローンセンター 新居浜ローンセンター

〒790-0002 松山市二番町4丁目5番地2 〒792-0008 新居浜市王子町3番5号  
Tel. 089-948-1120 Tel. 0897-33-3360  
Fax 089-948-1122 Fax 0897-34-1280

営業時間  
月～金 AM 9:00～PM 5:00  
土・日 AM 10:00～PM 5:00  
※休日の振替および年次総会の12月31日・1月1日2日0日  
ご相談ください

ローンのことなら、何でもご相談ください

https://www.shikoku-rokin.or.jp/